

転入手続時における個人情報の漏えいについて（市民課）

市民環境部市民課において、転入手続時に個人情報の漏えい事案が発生しましたので、以下のとおり、当該事案の内容と再発防止策等について公表いたします。

また、関係者の皆さまには、多大なるご心配やご迷惑をおかけすることになり、心からお詫び申し上げますとともに、再発防止策を講じることにより、今後このような事案が生じないように努めてまいります。

1 事実経過

- (1) 令和7年12月26日（金曜日）
 - ・ A氏が転入手続のため、市民課窓口に来庁した。
 - ・ 職員がA氏の情報を住民基本台帳システム（以下「システム」という。）に登録する際、A氏の住所地に該当する自治会として、休止中の自治会（以下「休止自治会」という。）を誤って選択した。
 - ・ 職員が転入に伴う手続が記載された書類（以下「転入手続書類」という。）をシステムから出力し、A氏に手渡した。当該書類には、自治会加入の案内として休止自治会の名称と元自治会長B氏の氏名及び住所が記載されていた。
- (2) 令和8年1月14日（水曜日）
 - ・ B氏から、A氏の自治会加入届が郵送された旨の連絡を受け、本件事案が発覚したため、B氏に謝罪した。
 - ・ A氏に架電し、本件事案について説明するとともに謝罪した。

2 漏えいした情報

- ・ A氏の氏名、住所、電話番号及び世帯員数
- ・ B氏の氏名及び住所

3 漏えいの原因

- ・ 自治会の休廃止情報を保有する部署との情報共有がなく、システムにおいて休止自治会を登録できる状態であった。

4 再発防止措置

- ・ システム登録時の誤選択を防止するため、休止自治会であることが画面に表示されるよう、システムを改修した。
- ・ さらに、仮に休止自治会を選択した場合でも、転入手続書類に休止自治会の情報が記載されないよう、システムを改修した。
- ・ 自治会の休廃止情報を保有する部署との情報共有を図り、休止自治会の状況を把握するとともに、システムの情報と整合する。